

# 札幌市特別養護老人ホーム等の2階建て 準耐火建築物設置に係る事務手続き要綱

平成28年7月22日

保健福祉局長決裁

## 第1 趣 旨

この要綱は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「特別養護老人ホーム等」という。）については、原則として耐火建築物でなければならないとされているところ、2階及び地階に居室（療養室）その他利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を設けない場合、または居室等を2階又は地階に設けている場合であっても、札幌市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第64号。以下「特養条例」という。）第34条第1項第2号、第54条第1項第2号、第63条第1項第2号及び第69条第1項第2号、札幌市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年条例第68号。以下「老健条例」という。）第5条第1項第1号及び第44条第4項第1号、札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年条例第8号。以下「居宅サービス等条例」という。）第151条第1項第2号、第171条第1項第2号、第347条第1項第2号及び第355条第1項第2号に掲げる要件を満たし、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められる場合には、準耐火建築物とすることができることから、準耐火建築物とすることを認める場合の手続きにおいて必要な事項を定めるものとする。

## 第2 用語の意義

この要綱における用語の意義は、この要綱に定めるもののほか、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「老人福祉法」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「介護保険法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、厚生労働省老健局長通知「構造改革特別区域におけ

る「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業」の全国展開について」（平成24年3月30日付け老発0330号第3号。以下「老健局長通知」という。）の例による。

### 第3 事務処理の手順等

- (1) 居室等を2階又は地階に設けている準耐火建築物である特別養護老人ホーム等を設置しようとする者（以下「申請者」という。）は、老健局長通知第3留意事項一の規定に準じ、設置しようとする特別養護老人ホーム等の基本設計段階において、当該基本設計に基づき建設された場合において適切な避難活動を行えば安全な避難が可能なことを示す資料を、札幌市消防長または所在地を管轄する消防署長（以下「消防長等」という。）に提示し、相談に関する意見を記した書面（以下「意見書」という。）の交付を受けるものとする。

意見書の様式については、厚生労働省老健局高齢者支援課、振興課、老人保健課通知「構造改革特別区域における「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業」の全国展開に係る標準事務処理マニュアルの送付について」（平成25年1月31日付け事務連絡）にある、全国消防長会において作成された標準事務処理マニュアル（以下「マニュアル」という。）別記様式第5号「意見書」に準じて札幌市消防長が定めたものとする。

なお、意見書の交付は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に基づく確認申請の前に受けるものとし、意見書交付の申請に係る具体的な必要書類等の手続きについては消防長等の指示に従うものとする。

- (2) 札幌市保健福祉局は、申請者が老人福祉法第15条又は介護保険法第41条、第53条、第94条に基づく特別養護老人ホーム等の指定（認可）申請（以下「指定等申請」という。）を行う際は、下記の書類を添付させるものとし、指定等申請書類の内容と相違がないか確認するものとする。

ア 意見書の写し及び意見書交付のため消防長等に提出した書類の写し

イ マニュアル別記様式第6号「避難訓練等実施予定・地域住民等連携体制整備予定書」に準じて札幌市消防長が定めた様式（以下「予定書」という。）の写し

ウ 意見書の内容に基づき、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害時の組織体制や災害予防対策等が記載された災害に対処するための計画書

#### 第4 要件の判断基準等

(1) 特養条例第34条第1項第2号、第54条第1項第2号、第63条第1項第2号及び第69条第1項第2号、老健条例第5条第1項第1号及び第44条第4項第1号、居宅サービス等条例第151条第1項第2号、第171条第1項第2号、第347条第1項第2号及び第355条第1項第2号における「所在地を管轄する消防署長と相談の上」とは、本要綱第3(1)に従い意見書の交付を受けることをいう。

(2) 避難時間を計算する際は、老健局長通知の第3留意事項一の②において、想定される最も避難が困難な入所の状況（施設等が満床であり、かつ、全ての入所者又は利用者が自ら避難することが困難な者である場合等）及び夜間等の最も職員配置が希薄な状況において、避難上不利な場所で火災が発生した場合における避難時間等を算出することとなっている。

マニュアルでは当該避難時間等を算出するため作成する、マニュアル別記様式第2号（その2）「避難計算確認書」の中で、各部屋の要保護者ごとの介護状況を記載することが定められており、札幌市保健福祉局は、その介護状況の内訳を決定するにあたり別表のとおり定められる人数を用いるよう、消防長等に示すものとする。

(3) 特養条例第34条第1項第2号、第54条第1項第2号、第63条第1項第2号及び第69条第1項第2号のア、イ及びウ、老健条例第5条第1項第1号及び第44条第4項第1号の(ア)、(イ)及び(ウ)、居宅サービス等条例第151条第1項第2号、第171条第1項第2号、第347条第1項第2号及び第355条第1項第2号のア、イ及びウを満たす要件は、それぞれ下記のとおりとする。

ア ア、(ア)、イ及び(イ)を満たす要件

① 意見書の内容に基づき、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害時の組織体制や災害予防対策等が記載され

た災害に対処するための計画を作成すること。

- ② 適切な避難活動を行えば安全な避難が可能となるために必要な従業者等の人数が、常時配置されることが確認できること。

具体的には、マニュアル別記様式第2号（その2）「避難計算確認書」に準じて札幌市消防長が定めた様式に記載された、従業者等人数の最少人数が常時配置されることが分かる書類等（特別養護老人ホーム等の指定（認可）申請時に提出する従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表、警備会社の職員等が配置されることが分かる契約書等）で確認する。

また、近隣協力者又は代替介助者を確保することで必要な配置人員を満たすとする場合は、意見書の交付を消防長等に対し申請する際、マニュアル別記様式3号・4号「同意書（近隣協力者・代替介助者）」に準じて札幌市消防長が定めた様式が提出されていることで確認できたものとする。

- ③ 避難、救出等の訓練は計画に従い昼間及び夜間においてそれぞれ1年に1回以上、行うことを定めること。

イ ウ及び(ウ)を満たす要件

地域住民等との連絡体制の整備を行ったことが確認できる資料を作成すること。

なお、意見書の交付を消防長等に対し申請する際、マニュアル別記様式3号・4号「同意書（近隣協力者・代替介助者）」に準じて札幌市消防長が定めた様式を提出している場合は、要件を満たしているものとする。

(4) 前(3)については、指定等申請までに作成すること。

## 第5 消防署への情報提供について

札幌市保健福祉局は、特別養護老人ホーム等の指定（認可）を行った場合は、速やかに指定（認可）通知書の写しを管轄の消防署長へ送付すること。

## 第6 指導検査時等の確認事項について

(1) 札幌市保健福祉局は、居室等を2階又は地階に設けている準耐火建築物

である特別養護老人、ホーム等へ指導検査（以下、「指導検査」という。）を行った際には、本要綱第3の(2)ア、イ及びウが指定時の状況と相違ないことを確認すること。また、指導検査後に、別添の様式「避難訓練等実施確認・地域住民等連携体制整備確認通知書」を管轄の消防署長へ送付すること。

(2) 札幌市保健福祉局は、指導検査において、本要綱第3の(2)アが指定時と異なる状況であることが認められた場合は、速やかに消防長等に対し、変更後の状況が適切な避難活動を行えば安全な避難が可能なことを示す資料を提示し、意見書の交付を受けた上で、意見書の写し及び意見書交付のため消防長等に提出した書類の写しを提出するよう指導を行うこと。

(3) 札幌市保健福祉局は、消防署長による消防法（昭和23年法律第186号。以下「消防法」）第4条にもとづく立入検査等において、本要綱第3の(2)アが申請時の意見書交付申請書と異なる状況であることが認められた場合は、消防署長より、マニュアル別記様式8号「要件不適合通知書」に準じて札幌市消防長が定めた様式を受理し、違反が確認された施設の設置者に対して、是正指導を行うこと。

## 第7 要件の変更

申請者は、指定後に指定当時に届け出た本要綱第3の(2)ア、イ及びウを変更したい場合は、事前に札幌市保健福祉局へ届出ること。なお、本要綱第3の(2)アを変更する場合には、消防長等に対し、変更後の状況が適切な避難活動を行えば安全な避難が可能なことを示す資料を提示し、意見書の交付を受けた上で、意見書の写し及び意見書交付のため消防長等に提出した書類の写しを提出すること。

## 第8 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は保健福祉局長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成28年7月22日から施行する。

別 表

要介護度	該当する介護状態
A. 要支援 1～要支援 2	①手つなぎ、腕組みにより介助
B. 要介護 1～要介護 5	②背負いによる介助
	③担架により介助
	④車椅子により介助
	⑤ストレッチャーにより介助

※「該当する介護状態」①～⑤ごとの人数を定める手順は以下のとおり。

- (1) 申請者が意見書の交付を消防長等に申請する時点で直近の、厚生労働省が公表している介護保険事業状況報告（月報）保険者別第 3－2－1 表から、設置を検討しているサービス種類の「要支援 1～要支援 2（以下「A」とする）」と「要介護 1～要介護 5（以下「B」とする）」の比率を求める。
- (2) 申請する特別養護老人ホーム等の入所定員人数を、上記(1)の比率に応じて按分し、A、Bそれぞれに割り振る。
- (3) ①の人数は、Aの人数とする。
- (4) ②～⑤の人数は、Bの人数を申請者が災害時の避難経路に応じて想定している避難手段に基づき、任意に割り振るものとする。ただし、介助者が 1 人にもかかわらず担架による避難を想定したり、階段での避難を想定しているのにストレッチャーでの移動を想定するなど、明らかに困難なものは認められない。
- (5) 上記により①～⑤の人数を定めた結果、端数処理の関係などで入所定員人数と一致しない場合は、申請者が①～⑤の中で任意に調整を行うものとする。